○○○（団体名）会則

（名称）

第１条　この会は、○○○会と称する。

（事務局）

第２条　この会の事務局は、多治見市○○町○丁目○番地に置く。（会長宅としても可）

（目的）

第３条　この会は、子どもに対して食事の提供等を行うことで、子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境を整備することを目的とする。

（事業）

第４条　この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）子どもへの食事の提供等を通じた居場所づくり

（２）その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第５条　この会の会員は、この会の目的に賛同し、参加する者とする。

（役員の構成及び任期）

第６条　この会に次の役員を置く。

（１）会長１名

（２）会計１名

（３）会計監査１名

２第１項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の職務）

第７条　会長は、この会を代表し、その業務を総括する。

２会計は、この会の出納事務を担当する。

３会計監査は、この会の会計経理を監査する。

（運営会議）

第８条　この会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き会員の出席をもって開催する。

２運営会議は会長が招集し、その議長となる。

（事業に関する実施規定）

第９条　第４条に規定する事業の執行に関し必要な事項は、運営会議の議決を得て別に定める。

（会計）

第10条　この会の経費は、補助金その他の収入金をもって充てる。

２この会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

３前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、運営会議にて決算報告する。

（会則の改廃）

第11条　この会を改廃しようとするときは、運営会議において同意を得なければならない。

（その他）

第12条　この会則に定めるもののほか、この会の運営上必要な事項は、運営会議において別に定める。

附則

　この会則は、平成○年○月○日から施行する。